令和7年度 銚子市社会福祉法人指導監査実施計画

1 実施方針

社会福祉法人の適正な運営を確保するために、銚子市社会福祉法人指導監査実施要綱及び国の処理基準等に基づき、効果的な指導監査の実施に努めるものとする。

2 重点指導事項

- (1) 適正な法人運営の確保
 - ① 定款に関する事項
 - 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。
 - ② 評議員・理事・監事の選任に関する事項
 - なることができない者又は適当でない者が選任されていないか。
 - ③ 評議員会・理事会の招集・運営に関する事項
 - 招集が適正に行われているか。
 - 決議が適正に行われているか。
 - 適正に記録の作成・保存を行っているか。
 - ④ 資産管理について
 - 基本財産の管理運用が、適切になされているか。
 - ⑤ 事業運営の透明性の向上に関する事項
 - 法令に定める情報の公表を行っているか。
 - ⑥ 事業運営に必要な規程の整備
 - 役員等報酬規程、経理規程等が整備されているか。
- (2) 会計処理の適正化
 - 収支予算は、適正に編成、執行されているか。
 - 会計帳簿は適正に整備されているか。

- 計算書類等が社会福祉法人会計基準に従い、定時評議員会の承認等、定款及び法令 等に定める手続きを経て作成されているか。
- 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。
- 物品の購入、工事等の契約に当たっては、経理規程に基づいて競争入札や複数業者 による見積もり合わせを行う等、適正な処理を行っているか。
- 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、会計における内部の相互牽制体制が確立しているか。

3 指導監査の実施方法

(1) 一般監査

「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(H29.4.27厚生労働省発)により、3年に1回の実地による監査とすることができる。

また、上記に関わらず、同要綱3(2)ウの専門家による支援の規定に該当する法人は、4年に1回の実地による監査とすることができる。

(2) 特別監査

運営上、問題を有する不正又は著しい不当があったことを疑うに足りると認められるもの、あるいは度重なる一般監査によっても改善が見られない法人に対し、随時、特別監査を実施する。

4 指導監査の実施体制

指導監査に当たっては、社会福祉室と法人が行う事業を所管する関係各課(以下「事業所管課」という。)の連携協力体制により実施する。

また、千葉県の施設監査の情報共有及び連携を取りながら、各々の指導監査を担当する。

(1) 一般監査

ア 社会福祉室

主に、法人の組織運営等(指導監査ガイドライン I 及びⅢ3)について、事業所管課と共に指導監査する。

また、結果取りまとめ等についても担当する。

イ 事業所管課(子育て支援課及び高齢者福祉課)

主に、法人の事業、管理(指導監査ガイドラインⅡ及びⅢ1.2.4.5)について、 指導監査する。

(2) 特別監査

社会福祉室が主体となり、事業所管課と共に行う。

5 監査結果の管理

(1) 一般監査の指摘

監査指摘については、銚子市社会福祉法人指導監査実施要綱に定める指導監査基準 に基づき指摘する。

指導監査終了後、指摘事項を記載した指導監査結果通知書を送付する。指摘区分に ついては、次のとおりとする。

ア 文書指摘(報告を要する指摘事項)

社会福祉法人に対する指導監査の結果、法令又は通知等の違反が認められる事項 については、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指摘し、改善状況 等について報告を求める。

イ 口頭指摘(報告を要しない指摘事項)

違反の程度が軽微である場合又は違反について文書指摘による指導を行わずとも 改善が見込まれる場合は、口頭指摘とする。

ウ助言

法令又は通知等の違反が認められない場合において、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができる。

(2) 継続的な指導

一般監査の結果、法人から提出された、改善結果報告書等でも改善が認められない と判断される法人に対しては、改善が図られるまで継続して指導を実施することで、 自主的な改善を求めるものとする。

6 特別監査の実施

自主的な改善が図られない場合、又は次の各項目に該当する重大な問題を有する法人に対しては、随時、特別監査を実施し、その内容に応じて、社会福祉法第56条、第71 条及び厚生労働省通知等に基づき、改善勧告等も検討し、実効性のある指導監査を実施する。

【特別監査の実施対象となる基準】

- 1 運営等に問題を有する不正又は著しい不当があったとき
- 2 度重なる一般監査によっても改善が見られないとき

7 令和7年度 指導監查実施計画表

社会福祉法人名	一般監査予定月	参考事項
社会福祉法人外川保育園	令和7年10月	令和4年度実地監査
社会福祉法人恵和会	令和7年11月	令和4年度実地監査
社会福祉法人讃寿会	令和7年12月	令和4年度実地監査
社会福祉法人銚子保育園	令和8年1月	令和4年度実地監査

- 備考1 実施する日時は、各法人と調整のうえ、実施日の2か月前までに通知する。
 - 2 上記計画表によらず、特別監査を実施する場合がある。
 - 3 実地における指導監査に際しては、法人の感染症対策に配慮し、実施することとする。